

宝塚市安全・安心カメラの設置、管理及び運用に関する要綱

宝塚市安全・安心カメラの設置、管理及び運用に関する要綱（平成29年8月1日施行）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、宝塚市が設置する安全・安心カメラについて、その適正な設置、管理及び運用を行うために必要な事項を定めることにより、市民の権利及び利益の保護に留意しつつ、犯罪の未然防止及び犯罪発生時の迅速な対応等を図り、市民生活の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）安全・安心カメラ 前条に規定する目的（以下「設置目的」という。）に沿って、市が街頭に設置する撮影装置であって、画像の記録及び記録した画像の取出しを行う機能を有するものをいう。
- （2）撮影画像 安全・安心カメラにより撮影され、記録された画像情報をいう。
- （3）専用パソコン 安全・安心カメラから撮影画像を表示し、取り出すための専用ソフトがインストールされているパソコンをいう。
- （4）捜査機関等 警察、検察等の犯罪捜査について法的権限を有する機関又は裁判所をいう。

（基本的事項）

第3条 安全・安心カメラの設置についての基本的な事項は、次のとおりとする。

- （1）安全・安心カメラの設置は、設置目的に則して行うこと。
- （2）安全・安心カメラの設置は、兵庫県宝塚警察署（以下「宝塚警察署」という。）から提供される情報及び宝塚警察署からの助言に基づき、設置目的に照らして有効な場所を選定すること。
- （3）安全・安心カメラの設置台数は、設置目的に照らして必要最小限の範囲の台数とすること。
- （4）安全・安心カメラの撮影範囲は、設置目的に照らして最も適切な範囲となるよう調整すること。

(5) 安全・安心カメラの設置に当たっては、別表に掲げるその設置場所を市民に周知すること。

(6) 安全・安心カメラが設置されていることを設置場所周辺の見やすい箇所に標識等で掲示すること。

2 撮影画像の取扱いについての基本的な事項は、次のとおりとする。

(1) 撮影画像は、個人情報保護のために必要な措置を講ずること。

(2) 撮影画像は、設置目的を達成するため必要な場合に限って、捜査機関等に提供することとし、他の目的で利用し、又は提供しないこと。

(3) 撮影画像は、捜査機関等へ提供する場合及び安全・安心カメラの保守点検を行う場合を除き、取り出ししないこと。

3 専用パソコンについての基本的な事項は、次のとおりとする。

(1) 専用パソコンには、パスワードを設定するとともに、これを定期的に変更すること。

(2) 専用パソコンは、施錠設備がある保管庫において保管し、紛失、盗難等の防止のための措置を講ずること。

(稼働時間)

第4条 安全・安心カメラは、常時稼働させるものとする。

(管理責任者等)

第5条 安全・安心カメラの設置、管理及び運用を適切に行うため、安全・安心カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）、安全・安心カメラ運用責任者（以下「運用責任者」という。）及び安全・安心カメラ撮影画像取扱員（以下「撮影画像取扱員」という。）を置く。

2 管理責任者は、都市安全部長をもって充て、次に掲げる事務を担当する。ただし、都市安全部長に事故があるとき又は欠けたときは、都市安全部生活安全室長がその職務を代理するものとする。

(1) 安全・安心カメラの設置場所の選定に関すること。

(2) 撮影画像の保存及び管理に関すること。

(3) 捜査機関等に対する撮影画像の提供に関すること。

(4) 撮影画像取扱員の選任に関すること。

3 運用責任者は、都市安全部生活安全室防犯交通安全課長をもって充て、管理責任

者の指示のもと、安全・安心カメラ及び専用パソコンの管理に関する事務を担当する。

- 4 撮影画像取扱員は、都市安全部生活安全室防犯交通安全課の職員のうち管理責任者が選任した者とし、運用責任者の指示のもと、安全・安心カメラからの撮影画像の取出し及び運用責任者の事務の補助を担当する。

(専用パソコンの配置)

第6条 専用パソコンは、都市安全部生活安全室防犯交通安全課に配置する。

(撮影画像又は記録媒体の管理)

第7条 撮影画像を保管する期間は、原則として14日以内（第9条第1項の規定に基づき、撮影画像及び記録媒体の提供を行う期間を除く。）とする。

- 2 前項の期間を経過した撮影画像の消去は、新たな撮影画像を上書きする方法により行うものとする。ただし、当該方法による消去がなされないと認められる場合は、管理責任者は、速やかに記録媒体のデータの削除等の方法により、当該撮影画像を消去しなければならない。

- 3 撮影画像は、加工してはならない。

- 4 撮影画像は、捜査機関等へ提供する場合及び安全・安心カメラの保守点検を行う場合を除き、撮影画像を複製し、又は印刷してはならない。

- 5 管理責任者は、安全・安心カメラの盗難防止のための措置を講じなければならない。

- 6 管理責任者は、記録媒体からの撮影画像の読出し及び取出しにパスワードを設定する等の適切なセキュリティ対策を講じなければならない。

- 7 記録媒体の廃棄に際しては、物理的に破壊した後に処分しなければならない。

- 8 前各項に定めるもののほか、管理責任者は、撮影画像の流出若しくは漏えい又は記録媒体の盗難若しくは紛失その他の事故が生じないように必要な措置を講じなければならない。

(提供の制限)

第8条 管理責任者は、次条に規定する場合を除くほか、撮影画像を他に提供してはならない。

(撮影画像の提供)

第9条 管理責任者は、法令の規定に基づき捜査機関等から次に掲げるいずれかの場

合に該当するとして文書で撮影画像の提供を求められたときは、当該撮影画像を提供することができる。

(1) 発生した犯罪事実の捜査に関し必要がある場合

(2) 行方不明事案の捜査に関し必要がある場合

(3) 交通事故の原因究明に関し必要がある場合

2 前項の規定により撮影画像の提供を求める者は、宝塚市安全・安心カメラ撮影画像提供依頼書兼誓約書（別記様式）により管理責任者に依頼しなければならない。

3 前項の規定により提供の依頼があったときは、管理責任者は速やかに依頼内容を審査し、提供の可否を判断するものとする。

4 前項の規定により撮影画像を提供するときは、設置目的に照らし、必要かつ最小限の範囲にとどめなければならない。

5 第2項の規定による提供の依頼が、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年法律第136号)第6条の2に規定する犯罪の捜査に関するものである場合は、管理責任者は撮影画像を提供してはならない。ただし、刑事訴訟法第218条第1項の規定による令状による場合は、この限りでない。

(撮影画像の取出し等)

第10条 管理責任者は、前条の規定により撮影画像を提供するときは、運用責任者に対し、撮影画像の取出しを指示するものとする。

2 運用責任者は、前項の規定による管理責任者の指示があったときは、撮影画像取扱員に対し、取出しの対象となる安全・安心カメラ及び撮影画像の日時その他撮影画像の取出しに際して必要な事項を指示するものとする。

3 撮影画像取扱員は、前項の規定による運用責任者の指示に従って、撮影画像を取り出したときは、その結果を運用責任者に報告するものとする。

(撮影画像の利用等)

第11条 前2条の規定により撮影画像の提供を受けた捜査機関等は、第9条第1項に規定する目的以外の目的で画像を利用してはならない。

2 撮影画像の提供を受けた捜査機関等は、撮影画像が不要になった場合は、遅滞なく撮影画像に係る資料及びデータを廃棄し、又は削除しなければならない。

(撮影画像の外部提供)

第12条 第9条及び第10条の規定により撮影画像の提供を受けた捜査機関等は、

市の承認なく、外部（警察署については当該警察署以外をいう。）に当該撮影画像を提供してはならない。ただし、他の捜査機関等から適式な要請があった場合は、この限りでない。

2 撮影画像の提供を受けた捜査機関等は、前項ただし書の規定により他の捜査機関等に撮影画像を提供するときは、提供先に対し、前条第1項に規定する目的以外の目的で利用し、かつ、外部に提供しないことを求めるものとする。

3 撮影画像の提供を受けた捜査機関等が、前項までの規定により撮影画像の外部提供を行った場合は、提供先の撮影画像の取扱いに関し全ての責任を負うものとする。
(宝塚警察署との連携)

第13条 設置目的を達成し、及び撮影画像の適切な管理に資するため、市と宝塚警察署との間で、安全・安心カメラの撮影画像の管理等に関する協定を締結するものとする。

(撮影画像の流失等)

第14条 管理責任者は、撮影画像の流失若しくは漏えい又は記録媒体の盗難若しくは紛失があった場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(設置・運用等状況の報告)

第15条 管理責任者は、安全・安心カメラの設置及び運用状況について取りまとめ、年1回、市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、速やかに宝塚市個人情報保護・情報公開審議会（以下「審議会」という。）に報告するものとする。

3 市長は、審議会に報告した内容を、同内容について審議会から意見があった場合にはその意見を付して、ホームページで公表するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表

ブロック	カメラ No.	設置場所
駅周辺	00-01	仁川北3丁目3
	00-02	仁川北3丁目9
	00-03	仁川北2丁目1
	00-04	小林2丁目10
	00-05	小林5丁目4
	00-06	野上1丁目1
	00-07	逆瀬川1丁目2
	00-08	中州1丁目14
	00-09	南口2丁目12
	00-10	南口1丁目7
	00-11	梅野町1
	00-12	栄町2丁目1
	00-13	栄町2丁目10
	00-14	栄町2丁目7
	00-15	川面5丁目1
	00-16	清荒神1丁目2
	00-17	清荒神1丁目2
	00-18	売布4丁目2
	00-19	売布2丁目6
	00-20	売布2丁目5
	00-21	中筋山手1丁目2
	00-22	中山寺1丁目6
	00-23	中筋4丁目8
	00-24	中筋3丁目58
	00-25	中筋5丁目15
	00-26	平井1丁目5
	00-27	山本東1丁目2

	00-28	山本東3丁目5
	00-29	雲雀丘2丁目5
	00-30	雲雀丘2丁目1
1	1-01	仁川月見ガ丘2
	1-02	鹿塩2丁目1
	1-03	駒の町1
	1-04	駒の町2
	1-05	高司1丁目7
	1-06	小林5丁目8
	1-07	小林4丁目8
	1-08	小林4丁目3
	1-09	高松町16
	1-10	美幸町5
	1-11	美幸町11
	1-12	仁川北1丁目4
	1-A13	仁川高台1丁目5
	1-A14	仁川高丸3丁目15
	1-A15	谷口町3
	1-A16	高司4丁目3
	1-A17	高司4丁目3
	1-A18	高司1丁目4
	1-A19	高司1丁目5
	1-A20	福井町32
	1-A21	小林1丁目11
	1-A22	小林1丁目17
	1-A23	伊子志4丁目2
	1-B24	仁川台1
	1-B25	塔の町2
	1-B26	福井町22

2-01	ゆずり葉台2丁目4
2-02	逆瀬台3丁目11
2-03	逆瀬台1丁目1
2-04	野上6丁目3
2-05	千種4丁目14
2-06	南口1丁目16
2-07	伊子志字武庫山(市道3367号線北)
2-08	湯本町9
2-09	逆瀬川1丁目16
2-10	中州1丁目16
2-11	伊子志3丁目14
2-12	東洋町1
2-A13	ゆずり葉台1丁目1
2-A14	千種3丁目2
2-A15	野上3丁目11
2-A16	宝梅2丁目4
2-A17	宝梅3丁目4
2-A18	光ガ丘1丁目13
2-A19	伊子志1丁目8
2-A20	伊子志3丁目8
2-A21	宝梅1丁目4
2-A22	南口2丁目1
2-A23	中州1丁目5
2-A24	南口1丁目16
2-A25	月見山1丁目2
2-A26	月見山2丁目3
2-A27	月見山2丁目14
2-B28	逆瀬台2丁目7
2-B29	逆瀬台5丁目25

	2-B30	千種4丁目3
	2-B31	武庫山1丁目7
	2-B32	長寿ガ丘21
3	3-01	桜ガ丘26
	3-02	宮の町3
	3-03	川面1丁目8
	3-04	川面4丁目1
	3-05	川面2丁目4
	3-06	御殿山2丁目10
	3-07	御殿山4丁目21
	3-08	すみれガ丘2丁目3
	3-09	売布2丁目3
	3-10	売布1丁目1
	3-11	売布4丁目2
	3-12	売布東の町15
	3-A13	栄町3丁目9
	3-A14	川面5丁目17
	3-A15	桜ガ丘14
	3-A16	すみれガ丘4丁目1
	3-A17	すみれガ丘中央公園交差点
	3-A18	手塚治虫記念館前交差点
	3-A19	旭町2丁目11
	3-A20	清荒神1丁目7
	3-A21	清荒神4丁目4
	3-A22	売布ガ丘16
	3-A23	すみれガ丘1丁目2
	3-B24	川面字長尾山(惣川大橋南)
	3-B25	御殿山4丁目28
	3-B26	旭町1丁目17

	3-B27	米谷1丁目3
	3-B28	売布1丁目29
	3-B29	御殿山2丁目26
4	4-01	小浜1丁目2
	4-02	小浜3丁目10
	4-03	小浜4丁目1
	4-04	小浜2丁目3
	4-05	泉町1
	4-06	泉町1
	4-07	安倉北2丁目19
	4-08	安倉中3丁目8
	4-09	安倉中6丁目1
	4-10	安倉中6丁目4
	4-11	金井町交差点西
	4-12	金井町3
	4-A13	旭町3丁目4
	4-A14	小浜3丁目17
	4-A15	小浜3丁目1
	4-A16	小浜2丁目1
	4-A17	安倉南2丁目1
	4-A18	安倉西3丁目1
	4-A19	安倉南4丁目41
	4-A20	安倉南3丁目8
	4-A21	安倉中6丁目5
	4-A22	安倉中3丁目1
	4-A23	安倉中6丁目3
	4-A24	安倉北3丁目8
	4-A25	安倉北4丁目3
	4-A26	中筋9丁目6

	4-A27	泉町17
	4-A28	三笠町2
	4-A29	星の荘28
	4-B30	武庫川町6(荒神側はなみずき公園南)
	4-B31	向月町13
	4-B32	弥生町7
	4-B33	安倉中2丁目5
5	5-01	中筋1丁目3
	5-02	中筋1丁目交差点南
	5-03	中筋2丁目交差点北
	5-04	中筋2丁目交差点南
	5-05	中筋8丁目13
	5-06	中筋7丁目11
	5-07	山本南2丁目11
	5-08	山本南2丁目11
	5-09	山本丸橋交差点
	5-10	山本野里2丁目1
	5-11	平井6丁目9
	5-12	平井6丁目8
	5-A13	長尾町1
	5-A14	中筋6丁目13
	5-A15	中筋6丁目18
	5-A16	山本中3丁目3
	5-A17	中筋山手5丁目1
	5-A18	山本丸橋1丁目7
	5-A19	山本東3丁目3
	5-A20	山本東3丁目6
	5-A21	平井5丁目11
	5-A22	山本南3丁目1

	5-A23	南ひばりガ丘2丁目7
	5-A24	口谷東1丁目20
	5-A25	口谷東3丁目67
	5-A26	口谷東3丁目67
	5-A27	山本野里2丁目1
	5-A28	山本野里2丁目5
	5-B29	中筋山手5丁目1
	5-B30	山本野里3丁目(陸上自衛隊久代訓練所西)
6	6-01	中山台1丁目交差点北
	6-02	中山桜台2丁目3
	6-03	中山五月台1丁目7
	6-04	中山五月台1丁目7
	6-05	中山五月台4丁目9
	6-06	中山五月台5丁目交差点
	6-07	中山桜台5丁目23
	6-08	中山五月台5丁目2
	6-09	山手台東5丁目3
	6-10	山手台東2丁目1
	6-11	山手台東1丁目1
	6-12	花屋敷つつじガ丘6
	6-A13	中筋山手2丁目8
	6-A14	中山五月台4丁目4
	6-A15	花屋敷荘園4丁目2
	6-B16	中山桜台6丁目2
	6-B17	山手台東4丁目(山手台北公園南)
	6-B18	山手台東3丁目2
	6-B19	山手台西1丁目1東側(鉄塔横)
	6-B20	花屋敷つつじガ丘2
	6-B21	長尾台1丁目11

	6-B22	ふじが丘21
	6-B23	山手台東1丁目4
	6-B24	平井山荘20
7	7-01	玉瀬字イズリハ
	7-02	玉瀬字イズリハ
	7-03	玉瀬字イズリハ
	7-04	玉瀬字イズリハ
	7-05	切畑字堂ノ前
	7-06	切畑字辻ケ谷
	7-07	切畑字箱ケ谷
	7-08	大原野字島ノ内
	7-09	大原野字岩坪
	7-10	大原野字岩坪
	7-11	大原野字福西
	7-12	大原野字同道
	7-A13	切畑字剣見
	7-A14	玉瀬字奥之焼
	7-A15	玉瀬字辻ケ平井
	7-A16	境野字若下
	7-A17	大原野字走坂
	7-A18	大原野字濁淵
	7-A19	大原野字堂坂
	7-A20	波豆字八坂掛
	7-A21	長谷字北畑ケ
	7-A22	上佐曾利字郷ノ坪
	7-B23	切畑字長尾山(上下水道局鳥ケ脇加圧所東)
	7-B24	波豆字谷田西掛
	7-B25	上佐曾利字下谷口
	7-B26	長谷字道谷(県道68号線すみれ墓苑入口交差点)

